

令和2年12月10日

～令和2年度墨田区議会定例会 11月議会が終了～

高齢者及び障害者区立施設において PCR検査を実施するための経費の補正予算などを可決

11月26日（木）から開会されていた令和2年度墨田区議会定例会 11月議会は、本日、本会議が開催され、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を含む条例7件をはじめ、新型コロナウイルス感染症の重症化や感染拡大の防止を図るため、高齢者及び障害者区立施設においてPCR検査を実施するための経費と高齢者及び障害者民間施設に対して行うPCR検査費用の助成経費、電子決済の促進・消費喚起及び商店支援を目的として墨田区商店街連合会が実施する「キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業」に対する補助経費などを含む歳入歳出に関する一般会計補正予算が可決された。本定例議会においては、これらの議案等のほか、国民健康保険特別会計補正予算1件、介護保険特別会計補正予算1件、後期高齢者医療特別会計補正予算1件、契約3件、その他21件が可決された。（別紙1 議事日程第4号参照）

また、議員提出議案「住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化に関する意見書」含む議員提出議案3件についても可決した。（別紙2 議員提出議案第5号～7号（意見書）参照）

本日の本会議をもって議会期間15日間の11月議会が終了した。

本議会では、特別区人事委員会の勧告等に伴い職員等の給料月額を引き下げる内容を盛り込んだ「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を含む条例7件が可決された。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、早急に対応が必要な事業について、所要の経費の補正予算案を提案した。新型コロナウイルス感染症の重症化や感染拡大の防止を図るため、高齢者及び障害者区立施設においてPCR検査を実施するための経費と高齢者及び障害者民間施設に対して行うPCR検査費用の助成経費9,410万円、感染者数の増加に伴い保健所における疫学調査対応に伴う保健師の増員を図るための経費1,100万円、ワクチン接種に係る体制確保として予防接種台帳システムの改修を行うための経費520万円、電子決済の促進・消費喚起及び商店支援を目的として墨田区商店街連合会が実施する「キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業」に対する補助経費2億1,000万円などを含む歳入歳出それぞれ37億1,798万6千円を計上した補正予算が原案どおり可決された。また、「住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化に関する意見書」含む議員提出議案3件が可決された。

11月議会閉会にあたり山本 亨 墨田区長は、「11月議会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつさせていただきます。

今次議会は、11月26日から本日まで15日間にわたり開会され、条例案2件、予算案5件、その他21件を当初提案させていただきました。その後、急施案件として、条例案5件の早期議決、令和元年度各会計決算の認定をいただき、さらに本日、予算案1件、契約3件を追加提案させていただきました。

議員の皆様には、連日、熱心にご審議くださり、各議案について全てご決定を賜り、誠にありがとうございました。

毎回申し上げますが、本会議質問や各常任委員会の質疑の中で、皆様から頂戴した、様々なご意見や課

題解決へのご提言を真摯に受け止め、今後の区政運営にしっかりと活かし、反映させていきます。

さて、本年も残すところ21日となりました。

この機会に今年1年を振り返り、私の思いと御礼を申し上げます。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国が4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を発出し、5月25日には宣言を解除するに至りましたが、現時点においても、感染症の警戒レベルが最も深刻な評価に引上げられ、第三波の様相を呈している状況です。

本区においても、基本計画の中間改定の1年延期を始め、隅田川花火大会やすみだまつりこどもまつりなどのイベントが軒並み中止となるなど、区政運営にも大きな影響がありました。

このような状況下においても、令和2年は、「すみだのまち」が大きく変わった年でもありました。

3月には、隅田公園がリニューアルし、憩いの場となる芝生広場のほか、イベントに対応した設備を有する舗装広場を設けるなど、日常の賑わい創出が図られています。

4月には、情報経営イノベーション専門職大学が開学しました。引き続き、地域・大学・区が一つになって、大学のあるまちづくりを進めていきます。

また、10月には、錦糸土木事務所跡地の活用事業者を選定、核となる企業には、スペースデブリ（宇宙ゴミ）を除去する人工衛星を開発し、世界からも注目される「アストロスケール社」が参画する予定です。今後も「産業振興を通じたまちづくり」の視点で取り組んでいきます。

さらに、11月には、「ヒューリック両国リバーセンター」が開業しました。同施設は、ホテル、水上バスの待合所、両国子育てひろばなどで構成される複合施設となりますが、川を生かした新たな観光、にぎわいづくりの拠点として、両国周辺への観光や地域の方の交流がさらに広がるように取り組んでいきます。一方で、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今も区民の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及し、先行きの見えない社会情勢への不安感を醸成しています。こうした危機的事態に対して、区民生活を守る施策の強化を図るために、「墨田区新型コロナウイルス感染症政策パッケージ」を作成しました。今後とも、区民生活や経済活動をしっかり支えるとともに、“すみだ”の未来を見据えた「新たな日常」を定着するため、強い危機感を持って、対策に取り組んでいきます。

以上、主なものを申し述べましたが、議会の皆様からのご要望も含めた真摯な議論を経て、ご理解、ご協力を頂きながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的事態の中でも1年間の区政を進めることができました。皆様に改めて感謝を申し上げます。

なお、来年も新型コロナウイルス感染症への対策をはじめ、様々な課題がありますが、区議会の皆様、区民や事業者の皆様と共に、ポストコロナを見据えた、“すみだ”の未来につながる区政運営に取り組んでいきます。

終わりに、寒さの厳しい日が続いており、また、皆様には、年末・年始に掛けてご多忙を極められると思いますが、ご健康には十分ご留意の上、区民の皆様ともども、夢と希望に満ちた新しい年を迎えられるよう心からご祈念を申し上げます。今定例議会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。」などと挨拶した。

- 《資料》別紙1 議事日程第4号
別紙2 議員提出議案第5号（意見書）
別紙3 議員提出議案第6号（意見書）
別紙4 議員提出議案第7号（意見書）

《問い合わせ》区議会事務局 5608-6350

令和2年度墨田区議会定例会 11月議会議事日程 第4号

令和2年12月10日午後1時 開 議

- 第 1 議案第40号 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第41号 墨田区地区会館条例を廃止する条例
- 第 3 議案第36号 令和2年度墨田区一般会計補正予算
- 第 4 議案第37号 令和2年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 第 5 議案第38号 令和2年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第39号 令和2年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 7 議案第42号 物品の買入れについて
- 第 8 議案第43号 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第44号 墨田区墨田母子生活ホームの指定管理者の指定について
- 第10 議案第45号 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホームの指定管理者の指定について
- 第11 議案第46号 墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者の指定について
- 第12 議案第47号 墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者の指定について
- 第13 議案第48号 墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 第14 議案第49号 墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第50号 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 第16 議案第51号 梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第17 議案第52号 墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 第18 議案第53号 墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 第19 議案第54号 地域集会所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第55号 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について
- 第21 議案第56号 墨田児童会館の指定管理者の指定について
- 第22 議案第57号 立花児童館の指定管理者の指定について
- 第23 議案第58号 文花児童館の指定管理者の指定について
- 第24 議案第59号 外手児童館の指定管理者の指定について
- 第25 議案第60号 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について

第26 議案第61号 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について

第27 議案第62号 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

委員会審査報告

第28 令和2年度6月議会「墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例」の見直しに関する請願

委員会審査報告

第29 議案第68号 令和2年度墨田区一般会計補正予算

第30 議案第69号 旧すみだ中小企業センター大規模改修工事請負契約の一部変更について

第31 議案第70号 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う電気設備工事請負契約の一部変更について

第32 議案第71号 旧すみだ中小企業センター大規模改修に伴う機械設備工事請負契約の一部変更について

第33 議員提出議案第5号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化に関する意見書

第34 議員提出議案第6号 犯罪被害者支援の充実に関する意見書

第35 議員提出議案第7号 不妊治療への保険適用の拡大に関する意見書

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化に関する意見書

我が国においては、空き家等が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者、ホームレスなど住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、本年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っています。

住まいは生活の重要な基盤であるとともに全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。

よって、墨田区議会は、政府に対し、下記事項について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 住居確保給付金の受給者の状況等実態調査を行い、これを踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など、住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化支援を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃と家賃債務保証料の低廉化支援を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障害者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業について、来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障害者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律な

ど住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・区市町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、区市町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進など、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} あて

犯罪被害者支援の充実に関する意見書

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たしました。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難いです。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった財政支援を必要とする施策は、未だに実現されていません。

また、犯罪被害者支援条例の制定や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しています。

犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていくことは、国の責務です。

よって、墨田区議会は、政府に対し、犯罪被害者支援の充実を図るため、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体に対し積極的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長 } あて

不妊治療への保険適用の拡大に関する意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは、実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。

国においては、平成16年度から、1年度当たり10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきました。

また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を受ける人々にとっては、過重な経済負担になっている場合が多い状況です。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を本年10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

よって、墨田区議会は、政府に対し、不妊治療を受ける人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるために、下記事項について早急に取り組むよう強く要望します。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには、男性に対する治療についても、その対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立ができる環境を更に整備するとともに、不妊治療に関する相談・カウンセリング体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や助成について、検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 }あて